

令和 8 年 第 1 回

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会

定例会会議録

令和 8 年 3 月 19 日 開会

令和 8 年 3 月 19 日 閉会

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会

令和8年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合
議会定例会 議事日程

令和8年3月19日（木曜日）
午後2時開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案の上程
- 日程第 5 議案第 1号 早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和8年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算
- 日程第 8 閉 会

出席議員（9名）

1 番	早川町	望 月	恒 議員
2 番	早川町	鞍 打 大	輔 議員
3 番	身延町	遠 藤 一	彦 議員
4 番	身延町	深 山 光	信 議員
5 番	身延町	遠 藤 公	久 議員
6 番	南部町	芦 澤 潤	一郎 議員
7 番	南部町	望 月 憲	之 議員
8 番	早川町	望 月	実 議員
9 番	南部町	高 橋 茂	広 議員

欠席議員（なし）

執行部

管 理 者	望 月 幹 也
副管理者	深 沢 肇
副管理者	佐 野 和 広

事務局

局 長	瀧 本 勝 彦
局 員	諏 訪 一 敏
局 員	吉 井 一 紘
局 員	穂 坂 桂 吾

構成町福祉保健課長

早 川 町	斉 藤 通 也
身 延 町	松 田 宜 親
南 部 町	近 藤 利 也

(開会 午後 2 時 0 0 分)

◎開会の宣告

○事務局長（瀧本勝彦） 初めに、挨拶を交わします。

皆様、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

誠に恐れ入りますが、会場にお越しの皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

○議長（高橋 茂広議員） 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。本定例会に提出されている議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には、慎重な審議並びに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 9 名で定足数に達しております。

ただいまから、令和 8 年第 1 回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会定例会を開会いたします。

次に、報道機関等から写真撮影等の申出があり、議会傍聴規則第 8 条の規定により、議長においてこれを許可しましたので、ご了承ください。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付してあります議事日程表により行います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋茂広議員） 日程第 2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第 9 1 条の規定により、議長において

2 番 鞍 打 大 輔 議員

4 番 深 山 光 信 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋茂広議員） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

◎議案第 1 号～議案第 3 号の上程、質疑、討論、採決

○議長（高橋茂広議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。議案等についてはお手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。本定例会に管理者から提出されました、日程第5、議案第1号「早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業条例の制定について」から、日程第7、議案第3号「令和8年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算」までを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

管理者より挨拶を兼ねて案件の説明を求めます。

望月管理者。

○管理者（望月幹也） 皆さん、改めまして、こんにちは。本日、ここに令和8年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

開会に当たり、峡南南部地域における医療再編について、組合の取組をご報告申し上げます。

昨年12月2日から本年1月20日まで指定管理者の募集を行い、その間、12月11日に身延山病院において現地説明会を開催いたしました。

応募の状況につきましては1団体、現地説明会に参加した、公益社団法人地域医療振興協会から申請がなされました。

地域医療振興協会は、全国で病院、診療所及び介護老人保健施設等を86施設、そのうち70施設を指定管理者として運営している公益社団法人であります。同法人は、申請において峡南南部地域における持続可能な医療提供体制の構築の一助となるべく、僻地医療について、これまで培ったノウハウや経験を最大限生かすこととしております。

また、各医療施設の適切な機能の分化や連携の強化を図り、地域全体で医療資源を最大限効率的に活用するため、身延山病院に入院や救急、一部外来機能を集約し、飯富病院を無床診療所とし、南部診療所及び万沢診療所を含めて一体的に運営することとしております。

先月6日には、学識経験者を含む5人を委員とする指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書の審査や同法人から事業計画・収支計画などの説明が行われ、審議の結果、同法人を指定管理者として適当とする答申がなされました。

組合におきましては、選定委員会からの答申を踏まえ、地域医療に対する深い知見や強い意欲、提案内容を総合的に評価し、同法人を各医療施設の指定管理者として指定することとし、本定例会に関連する議案を提出したところであります。

本定例会でご議決を頂いた後、同法人においては、4月から身延町内に現地事務所を設け、職員が常駐する中で、医療従事者の確保や診療体制の構築など諸準備を進めることとしております。

組合におきましても、峡南南部地域の住民の皆様がいつまでも安心して医療を受けることができるように、重要な使命を果たすべく、令和9年4月の医療再編に向けて、同法人とともに全力を尽くしてまいります。

次に、今回提出いたしました案件につきましては、条例の制定1件、指定管理者の指定1件、予算案1件の合計3件であります。各案件の詳細につきましては、後ほど瀧本事務局長より説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

春の訪れを感じるこの頃、日ごとに暖かさが増し、過ごしやすい季節となりました。議員各位におかれましては健康に留意され、医療再編の推進のため、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶と提出案件の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） 管理者の提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する詳細説明を求めます。

瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） それでは、議案第1号から議案第3号についての詳細説明をいたします。お手元の議案書を御覧ください。1ページをお願いいたします。

議案第1号「早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業条例の制定について」、ご説明申し上げます。

提案理由を申し上げます。

早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。これがこの議案を提出する理由であります。

3ページをお願いいたします。第1条、趣旨でございます。

この条例は、地方公営企業法第4条の規定に基づき、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものでございます。

第2条、設置でございます。地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、かつ、国民健康保険法に規定する保健事業を行うため、病院事業を設置するものでございます。

第3条、経営の基本でございます。病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものであります。

2項、病院事業を行う施設、病院等の名称、所在地、診療科目及び病床数は、別表第1のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。別表第1でございます。

施設の名称は、身延山病院、飯富早川診療所、南部診療所、万沢診療所でございます。

診療科目につきましては、今後、指定管理者と協議を進めて行くことから4施設を分けることなく、一括の記載としております。また、科目名につきましては、医療法による単独で標榜可能な診療科目として大分類での記載としております。

病床数は、身延山病院を現在の許可病床数であります80床としております。

3ページにお戻りいただき、第4条、附帯事業でございます。

病院の附帯事業として、介護保険法その他の法令に基づく各号に定める事業を行い、施設等の名称及び所在地は別表第2のとおりでございます。

附帯事業は、第1号、介護老人保健施設、2号、訪問看護、3号、居宅介護支援、4号、訪問介護でございます。

7 ページをお願いいたします。附帯事業の種類等は別表第 2 に記載のとおりでございます。介護老人保健施設、峡南ケアホームいとみの入所人数につきましては、54 人としております。指定管理申請者からの提案では 50 床としておりましたが、入所できる最大定員数が 54 人であり、指定管理申請者から最大数を上限に実施したいとの申出がありましたので、条例では 54 人としております。

3 ページをお願いいたします。第 5 条、重要な資産の取得及び処分、第 6 条、資本剰余金の取崩し。

4 ページをお願いいたします。第 7 条、業務状況説明書類の作成につきましては、地方公営企業法による必要な事項を定めるものでございます。

第 8 条、病院等の管理でございます。病院等の管理に関する業務は、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせるものでございます。

第 9 条、受付時間、診療時間及び休診日でございます。病院等の外来患者の受付時間、診療時間及び休診日は、1 号から 3 号のとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。第 10 条、指定管理者が行う業務でございます。

1 号、病院等及び第 4 条に規定する附帯事業の運営に関すること。

2 号、施設、設備、器具等の維持管理に関すること。

3 号、利用料金の収受に関すること。

4 号、前 3 号に掲げるもののほか、組合管理者が必要と認めること。

となっております。

2 項、指定管理者は、第 2 条に規定する病院事業の設置の目的に寄与すると認められる業務、自主事業などを組合管理者の承認を得て行うことができるとしております。

第 11 条でございます。第 11 条は利用料金でして、患者等の利用者は、指定管理者に対して、その利用に係る料金、利用料金を納付しなければならないとしております。

2 項、利用料金の額は、別表第 3 及び別表第 4 に掲げる額でございます。

8 ページをお願いいたします。別表第 3 及び第 4 でございます。

別表第 3 は、一般的な保険診療について定めるものでございます。

別表第 4 は、別表第 3 による一般的な保険診療により難い特別の診療、労災や自由診療等を定めるものでございます。その他のサービスは、文書料や個室料など実費等を勘案して指定管理者が定める額でございます。別表第 4 に掲げる額は、指定管理者が、あらかじめ組合管理者の承認を得て定めるとしております。

5 ページをお願いいたします。第 12 条、利用料金の収入でございます。

利用料金は指定管理者の収入とするとしております。

第 13 条、利用料金の減免。

続いて、6 ページをお願いいたします。第 14 条、委任について定めるものでございます。

本条例の施行日は、令和 9 年 4 月 1 日でございます。

次に、9 ページをお願いいたします。

議案第 2 号「早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業の指定管理者の指定につ

いて」、ご説明申し上げます。

1、管理を行わせる公の施設の名称は、身延山病院、飯富早川診療所、南部診療所、万沢診療所になり、所在地はそれぞれ記載のとおりでございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、公益社団法人地域医療振興協会、所在地は、東京都千代田区平河町二丁目6番3号、代表者の氏名は、理事長、藤来靖士でございます。

3、指定の期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日まででございます。

10 ページをお願いいたします。提案理由を申し上げます。

早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業の指定管理者を指定する必要性が生じました。指定管理者の指定に当たり、地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決の必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

続いて、11 ページ、12 ページをお願いいたします。指定管理者の申請の概要でございます。申請者名、指定管理期間、1 病院 3 診療所への再編、診療科、次のページ、12 ページでは、政策的医療、現職員の処遇、指定管理料の見込みなど、お配りの参考資料のとおりでございます。

次に、13 ページをお願いいたします。

議案第3号「令和8年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

15 ページをお願いいたします。令和8年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算。

まず、第2条、業務の予定量でございます。令和8年度の業務につきましては、病院事業、令和9年4月に予定する病院・診療所の設置等に向けた諸準備になります。

第3条、収益的収入は、第1款、病院事業収益、第1項、医業外収益ともに、5,897万1,000円、支出は、第1款、病院事業費用5,897万1,000円でございます。

主な収入は、構成町であります3町からの補助金となっております。

主な支出につきましては、職員人件費、管理者・副管理者・組合議員の報酬、消耗品、委託料、使用料、負担金等でございます。

第4条は、資本的収入及び支出ともに、3,000万円でございます。

収入は、第3条と同様に3町からの補助金となっております。支出は、病院等の看板、屋外表示等の修繕費でございます。その他詳細は、19 ページ以降の実施計画を御覧いただきたいと思います。

特に、新規の事業費についてご説明させていただきます。20 ページをお願いいたします。

表の中に節の欄がございます。節の欄の中ほどの23 節に、負担金として4,096万9,000円を計上してございます。主なものは、その横の備考欄にあります、再編準備事業負担金4,071万4,000円でございます。

指定管理者として議案を提出しております、公益社団法人地域医療振興協会による医療再編の準備のための4月からの現地事務所の設置費や人件費、職員補充の広告費、車

両・事務器機等リース料などの経費 8,000 万円につきまして、県から地域医療連携推進法人みなみやまなしに対して補助がされることになり、県補助金を充当した残りについて、組合が負担するものでございます。

以上、議案第 1 号から議案第 3 号までの説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋茂広議員） お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 3 号までを一括審議に付し、一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

芦澤議員。

○6 番（芦澤潤一郎議員） まず、第 1 号議案なのですが、1 号議案の別表にありますように、説明で身延山病院、各診療所では、今までどおりの診療科目が受けられるということで、大変ありがたく思います。

私が考えるに、できましたら診療科目に産婦人科について伺いたいと思います。

現状、早川町、身延町、南部町の峡南南部地域では産婦人科がなく、甲府方面や静岡県県に行かざるを得ない状況となっています。3 町ともに子育て施策に積極的に取り組んでいると思います。この地域に産婦人科があると子育て環境が充実し、若い世代の定住にもつながるのではないかと考えます。

新たに指定管理制度で病院事業を始めるに当たって、産婦人科の設置について、まずお伺いをいたします。

次に、救急医療について伺います。私の知り合いが、体調が急に悪化して救急車を呼びましたが、受け入れてくれる病院がなかなか決まらず、自宅で救急車が出るまでに 30 分ぐらいたっていたそうです。住民の命や健康に関わることから、救急医療の充実はとても重要な課題であります。新たに指定管理者制度で病院事業を始めるに当たって、救急医療の充実について伺いたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、指定管理者の指定についてですが、まず初めに、指定管理の申請があった公益社団法人地域医療振興協会の決算など、経営状態について伺いたいと思います。

また、次に、財政負担について伺います。

まず、地域医療振興協会の申請内容で地方交付税額はどのようになるのか伺いたいと思います。また、地域医療振興協会の申請内容から、早川町、身延町、南部町の 3 町の今後の財政負担について、どのようになるのかも伺いたいと思います。

最後に、議案第 3 号、令和 8 年度病院事業会計予算について伺います。

令和 9 年 4 月の新しい体制での病院、診療所の開設に向けて準備を進める予算と理解をいたしました。現在、事務局は局長、そして身延町からの職員 3 名の方々と業務を進めていると承知しております。来年度以降、これまでの仕事のほか、病院、診療所の開

設準備業務や、開設後も数年は改修など、通常業務が軌道に乗るまでの間は、事務局の仕事が増加することになると思います。

もともと、この医療事務組合は、早川町、身延町、南部町の3町が構成団体であり、3町によって業務を進める必要があると考えます。

南部町でも、さきの人事で1人の方の派遣を決めました。そこで、早川町や南部町からの支援など、新年度及び令和9年度の事務局体制はどのようなものか伺いたいと思います。

最後に、予算の説明の中で、指定管理者が現地事務所を設けて再編準備事業を行う説明がありました。具体的に現地事務所でどのような方々がいつから、どのような業務を行うのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋茂広議員） 答弁を求めます。

瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） お答えいたします。

まず初めに、産婦人科の設置についてご質問いただきました。

公益社団法人地域医療振興協会の指定管理の申請においては、現在、標榜中の診療科については、原則として継続する方針としておりまして、現状の4つの指定管理対象の医療機関の中では産婦人科はなく、令和9年4月の指定管理制度の開始において、産婦人科の設置は難しい状況であります。

我々としましても、産婦人科の新規設置につきましては、産婦人科医や看護師などの人材の確保とか、あと、専門の施設や設備の整備が必要であったり、地域として需要がどのくらいあるか、経営の安定が図られるのか、それに伴って財政負担はどのようなものかという多くの課題があると認識をしております。

芦澤議員からは、地域を思ってお気持ちの入ったご質問を頂きましたので、我々もこの本議会の質疑にとどまらず、ご議決を頂いた後は、指定管理者になる地域医療振興協会にもご趣旨を伝えて、共有をしてまいりたいと思っております。

2つ目が、救急医療についてご質問いただきました。

議員のご指摘のとおり、組合としましても救急医療の充実については、峡南医療の医療圏の現状や、住民の生命や健康に直に関わることで重要な課題であると考えております。

このため、指定管理者の募集に当たっては、特に、我々、政策医療として位置づけて、救急医療の受入体制の充実、確保の提案をお願いして、準備を進めてまいりました。

地域医療振興協会からは、身延山病院に機能と医療資源を集約することにより、救急医療体制を強化して、地域で発生した救急患者を引き受ける体制を構築するとともに、他の医療機関との連携強化を図りながら、山梨県の二次医療圏というのが今、4つありますが、峡南の二次医療圏が最も圏外に搬出する割合が多い状況ですので、改善を目指すという提案を頂いております。

地域医療振興協会の全国に展開している医療機関ですけれども、他の指定管理施設で

は、救急車の応需率、受入率が、夜間を含めて約 100%という病院もあると伺っており、実績もございます。ご議決を頂いた後には、地域医療振興協会と、先ほど説明させていただきました現地事務所、それから各医療施設とともに体制の構築とか救急隊との連携とか、そういう対応の検討が進められると思います。組合におきましても連携を密にしながら救急医療の充実に取り組んでまいります。

3つ目は、地域医療振興協会の決算、経営の関係についてご質問を頂きました。

我々、指定管理の提案を受ける中で、直近の令和6年度の決算の概要について確認しております。まず、経営状況については、協会が公益社団法人ですので、通常の企業の損益計算書に当たる正味財産増減計算書を確認しますと、ほかの全国的に多くの病院と同じように、令和6年度は赤字になっております。

一方では、財産の状況を示す貸借対照表においては、流動資産は流動負債よりも大きく、短期の資金繰りにも問題はないという状況でございまして、資産の合計も負債合計よりも大きいということで、債務超過ではなく、資本に当たる正味財産も400億を超えるような状況でございまして、長期的にも問題はないと評価しております。

この指定管理者を選定するに当たりまして、外部の有識者からなる指定管理者選定委員会も開いております。その中には企業財務のプロであります公認会計士に委員としてご議論いただいて、協会を指定管理者として適当とする答申も頂いておりますので、我々としても指定管理業務を進める上で、組合として財務状況に問題はないと考えております。

4つ目は、地域医療振興協会の提案に基づいて地方交付税がどのようになるかというご質問を頂いております。

指定管理制度の移行が令和9年の4月を予定しておりますので、令和9年度の交付税単価等が明らかになっていないので、現状、地方交付税を算定することができる状況ではないということでございます。

ただ、一方で、指定管理の、我々、選定するに当たって、組合から指定管理者に支払う指定管理料について検討する場合、交付税の算定額に対して、どのようになっているのかということは重大な関心事で確認する必要があると思っております。

そのようなことがございますので、今年度、令和7年度の交付税単価で、仮に協会からの申請に基づいて交付税の算定額はどうか、例えば病床割であったり、不採算地区病院、診療所の設置というような項目が該当します。それに基づいて、今年度の単価等で仮に試算をしますと、3億1,000万円ぐらいの交付税の算定額が見込まれます。

協会からの申請書案の内容については、先ほどの申請の概要にもありますが、令和9年度についての指定管理料については、3億4,000万円という申請がございまして、交付税の仮に算定したものと見比べても、我々として受け入れられる提案と考えております。

ただ、地方交付税につきましては、議員の皆さんご存じのとおり、用途を特定した財源ではなくて、算定に当たっては、病院以外の他の行政分野の財政需要も含めて、税金などの収入額も需要額から減額して交付される、全体として交付される一般財源ですの

で、今回の算定額については、あくまでも該当項目のみ抜き出して、しかも、現状の算式により試算したということでご理解を頂きたいと思います。

5つ目が、同じく財政の関係で、早川町、身延町、南部町の3町の今後の財政負担がどのようになるかというご質問でございます。

地域医療振興協会の申請におきましては、お手元の先ほどの参考資料の12ページの下の方にありますように、指定管理料の見込みは、令和9年度3億4,000万、令和10年度が3億5,000万、令和11年度が3億8,000万円ということが見込みとして示されております。

3町の現状の組合に対する負担割合が、均等割40%、人口割60%となっておりまして、合わせると、負担割合が、早川町が16.82%、身延町が47.15%、南部町が36.03%となっておりまして、これを仮に令和9年度の3億4,000万について試算をしますと、早川町が5,720万円ほど、身延町が1億6,030万円、南部町が1億2,250万円ぐらいという感じの負担になります。お手元の資料の指定管理料の見込みに対して、仮に今の負担割合を掛けたものです。

ただ、指定管理の申請書の中身を見ますと、この指定管理料については、指定管理対象施設の令和6年度収支実績を踏まえたものであって、令和7年度以降の実績、さらには今後の地域の人口動態や医療需要を含めた経営環境、医療従事者の確保の状況、物価高騰の状況、医療制度改革の動向など、不透明な情勢もあり、様々な変化が見込まれることから、最大限の経営努力を前提としつつも変更が見込まれるとなっておりまして、ご留意いただきたいと思います。

また、それ以外にも経費面については、申請において、身延山病院への機能の集約や、休床中の19床の使用など、現有施設を有効活用するための改修や、現職員の指定管理者への再就職に伴う現給保障、あと医療機器の更新なども申請の中で求められてございます。

組合としましては、指定管理者のご議決を頂いた後は、地域医療振興協会や各医療施設の関係者と協議をして、これらの経費について内容を精査するとともに、先ほどご説明いたしました指定管理者の現地事務所を設置する再編事業におきまして、県の補助金を取り入れて財源を確保したように、今後も、県の補助金など財源確保に努めて、3町の財政負担の最小化を図りながら、地域の安定的、継続的な医療提供体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

新年度の事務局体制について、ご質問いただきました。

芦澤議員がおっしゃるように、令和8年度以降は、病院の診療所の開設に向けた準備業務をはじめとしまして、現医療施設や指定管理者、現地事務所との連絡調整、あと、財産の整理、修繕や改修など、事務局業務が増加いたします。そのため、事務局といたしましては、構成町3町に増員のお願いをしておりました。

その結果、早川町、南部町におきましては、来年度それぞれ1名を派遣するというごことを頂いておりまして、身延町におきましても、引き続き、現状の体制としてご支援いただけたらなっておりまして、事務局体制は、現状の4名から来年度は合計6名となり

まして強化されます。

来年度以降は大事な時期になりますので、議員の方々はじめ、住民の皆様の期待に応えられるように、3町と職員の派遣も含めて協力連携しながら、医療再編や事務局業務が着実にスピード感を持って進められるように取り組んでまいります。

最後に、予算の中で、指定管理者が現地事務所を設けて再編準備事業を行うということについて、ご質問を頂きました。

指定管理者の現地事務所は、身延町内に設置を予定しておりまして、現状の身延山病院、飯富病院、南部診療所、万沢診療所の指定管理対象の4つの医療機関と、そして我々行政との連絡調整をはじめとしまして、指定管理者と地域を結ぶ現場での最前線の機関、窓口と考えております。

ご議決を頂ければ、公益社団法人地域医療振興協会の職員が、今のところ、複数人で来月4月から医療再編の業務を行う予定ということでございます。

業務の内容につきましては、まず医療面では、診療時間や休診日など外来の診療体制、それから入院の診療体制、看護体制の設定など、具体的な医療提供体制の構築をしております。

特に、先ほどご質問も頂きました指定管理者の提案の中で、充実するとしている救急医療の受入れ体制についても構築を進めるということでございます。

また、訪問診療や介護老人保健施設の運営、関係医療機関との連携、現職員の採用に向けた対応などもそこで行われると思っております。

併せて、これからのそれらの事業を支える組織体制やマニュアル、規程、会計システムや電子カルテ、機器の管理などの内部関連の業務についても検討、整備をすることとしております。

以上でございます。

○議長（高橋茂広議員） よろしいですか。

○6番（芦澤潤一郎議員） はい。事務局の丁寧な説明、ありがとうございました。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑はありますか。

7番、望月憲之議員。

○7番（望月憲之議員） 事務局のほうでは、大変綿密に頂きまして、ありがとうございます。先ほど救急医療の話が出ました。救急医療については、身延山病院に機能と医療資源を集約することによって救急医療体制を強化するという話がございましたけれども、なかなか現状、身延山病院だけで済むかというところと難しいと思うのですね。

南部町の場合は、静岡県が近いということがあって、富士宮の市立病院、富士の病院、こういったところに患者を搬送するということが多いのですが、そういったところとの連携、こういったものをどのように考えていくのか。その辺をお聞かせください。

○議長（高橋茂広議員） 瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） 望月議員がおっしゃるとおり、救急医療体制を強化する上で、病院、あるいは、県外も含めて関係のところと連携するというのは非常に重要なことだと我々も認識しておりますし、指定管理者のほうにもそのようなことを強く言っており

ます。

ポイントになるのは、まずは救急車への連絡があってから、救急隊のほうでそれを受けて、患者さんのところにお伺いして、どこに行くかということで、事前に病院との連携、具体的には、どこの病院でどういうことが最も搬送するのに適切だとか、そういうようなことを事前にかなり体制を組んでおく必要があると思っております。

地域医療振興協会ともそのような話をする中で、まずは、どこの病院にこういう症状だったらどうだということを、県外も含めまして綿密にチェックする中で、あとは身延山病院に集約して、幅広い診療科の先生たちがそこに集約して診られるような体制を組んで、今の応需率が50%を切っていますので、できるだけ医療圏内でできるように、救急車の手配から始まって、どこに行くということを事前に設計というか、体制を緻密に組みながら、指定管理者と話をしながら進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋茂広議員） よろしいですか。望月議員。

○7番（望月憲之議員） 特に休日とか夜間、ここの救急医療体制の対応というのはすごく難しいと思います。ぜひ頑張ってやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○事務局長（瀧本勝彦） ありがとうございます。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑はございませんか。

4番、深山議員。

○4番（深山光信議員） 身延山病院、飯富早川の診療所ですけれども、施設がかなり古いかなと思います。施設修繕等かかってくると思うのですが、そういった中で建替えとか、そういった考えはあるのでしょうか。

○議長（高橋茂広議員） 瀧本事務局長。

○事務局長（瀧本勝彦） 施設の修繕、建替え等につきましては、指定管理者の申請の中にも、やはり施設の老朽化している部分が多いので、その点についての建替え、あるいは修繕、改修、整備についての要望もございます。

一方で、我々としては、令和9年4月1日の開業に向けて、提案の中身にもありますように、お医者さんなど医療技術者を身延山病院に集約して、飯富病院につきましては、診療所化して、老健の入所数を増やすということがございますので、まずは、その体制を組めるための修繕を第一段階として、来年度中にできることをまずは行いたいと思っております。

その後、指定管理者の方で病院経営が始まりまして、そのような中で病院の関係者と、地域医療振興協会の方々と協議をし、また3町とも協議をする中で、今後の修繕、改修等については検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋茂広議員） よろしいでしょうか。

○4番（深山光信議員） はい。

○議長（高橋茂広議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号「早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業条例の制定について」から、議案第3号「令和8年度早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業会計予算」までを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋茂広議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋茂広議員） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長（瀧本勝彦）

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

（閉会 午後2時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員